

別紙①

指定居宅介護支援事業所

指定居宅介護支援事業所ほほえみ 重要事項説明書

医療法人仁泉会

指定居宅介護支援事業所
指定居宅介護支援事業所ほほえみ
重要事項説明書

医療法人仁泉会

更新日 令和6年4月1日

当事業所は、介護保険の指定を受けています。
【宮古市指定 介護保険事業者番号】
0370200586

当事業所は、利用者に対して居宅介護支援サービスを提供いたします。
当事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたい事等を、次の通り説明いたします。

担当介護支援専門員（ケアマネージャー）

1. 事業所内容

（1）事業者（事業所設置法人）

法 人 名 医療法人仁泉会
所 在 地 〒039-1161
青森県八戸市大字河原木字八太郎山 10 番地 81
電 話 番 号 0178-51-2590
F A X 番 号 0178-51-2591
代 表 者 名 理事長 田中 由紀子
設 立 年 月 昭和 42 年 4 月 7 日

（2）事業所名称等

事 業 所 名 指定居宅介護支援事業所ほほえみ
所 在 地 〒027-0096
岩手県宮古市崎鍬ヶ崎第 9 地割 39 番地 27
電 話 番 号 0193-64-1515
F A X 番 号 0193-64-5077
管理者氏名 岩間 洋一
開設年月日 平成 23 年 6 月 1 日

（3）事業所の目的と基本理念

目 的

事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

基本理念

- ①利用者個人の人生観・価値観を尊重し、利用者個人のその人らしさを大切にした介護を行います。
- ②明るく家庭的な雰囲気づくりに心掛け、地域や家庭との結びつきを重視いたします。
- ③いつも笑顔で挨拶し、誰にでも親切と思いやりの心で接します。
- ④利用者の生きがいを高め、自立での意欲を支援していきます。

(4) 営業日及びサービス提供時間

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りといたします。

- ①営 業 日： 年中無休
- ②営 業 時 間： 8:30 から 17:30 まで
- ③但し、携帯電話等により 24 時間常時連絡可能な体制をとり、利用者の状況に応じて対応できる体制とします。

(5) 職員配置状況

職 種	員 数	運 営 基 準
管 理 者	1 名	1 名(主任介護支援専門員兼務)
介護支援専門員	4 名	3 名以上
そ の 他	0 名	必要人員の配置

2. サービスの実施地域

- ①宮古市
- ②山田町
- ③岩泉町

3. サービスの提供方法及びその内容

- (1) 指定居宅介護支援の利用開始にあたり、あらかじめ運営規程の概要その他サービスの選択に必要な重要事項を十分に説明すると共に、契約書の内容に関する説明を行った上で、利用契約を締結いたします。当事業所が作成したケアプランに位置付けられたサービス毎の利用割合については、別紙③の通りとなります。
- (2) 要介護認定等を受けていない利用者様については、要介護認定等の申請がすでに行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合には、利用者の意思を踏まえ速やかに申請が行われるよう利用申込者を援助いたします。
- (3) 要介護認定等の更新申請が、現在の要介護認定等の有効期間が終了する前に行われるよう、必要な援助を行います。
- (4) 利用者様及びご家族様の希望、包括的自立支援プログラムに基づく課題分析票、または、課題分析を用いて、利用者様の有する能力、すでに提供を受けているサービス、その置かれている環境等の評価を通じて利用者様が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者様が自立した日常生活を営むことができるように支援するために解決すべき問題を把握した上で、居宅サービス計画を作成いたします。

- (5) 居宅サービス計画の作成開始に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平に利用者様及びそのご家族様に対して提供し、利用者様にサービスを選択して頂きます。居宅サービス計画原案作成後は、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由をご説明いたします。
- (6) 少なくとも1月に1回、経過観察や再評価の為に利用者様の居宅を訪問し面談を行った上で、モニタリング結果を記録させていただきます。
- (7) 指定居宅サービス事業所との連絡調整の他、施設入所される際にも必要な援助を行います。
- (8) 相談や苦情への対応を行います。

4. 利用料金について

- (1) 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとしますが、法定代理受領サービスにより無料となります。但し、介護保険給付適用の場合であっても、保険料の延滞等により、法定代理受領が出来なかった場合は、別紙②の通り料金を徴収し、サービス提供証明書を発行いたします。発行したサービス提供証明書を市町村へご提出頂く事で、全額払戻を受けられます。
- (2) サービスの実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、別紙②利用料金表の通り徴収いたします。

5. 事故発生時の対応

サービス提供時において事故が発生した場合は、速やかに家族、関係市町村、主治医に状況説明・報告をし、市町村には事故報告書を提出いたします。

また、事業所の居宅サービス提供に伴って、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

6. サービスの内容に関する苦情

(1) 事業所の苦情相談窓口

- ①担 当 者： 岩間 洋一
- ②電 話 番 号： 0193-64-1515
- ③FAX 番 号： 0193-64-5077
- ④受 付 時 間： 毎日 8:30～17:30

(2) 事業所以外の相談・苦情窓口

事業所以外に、下記の苦情相談窓口にも苦情を伝えることができます。

行政機関名	所在地	電話番号	ファックス番号
宮古市役所 保健福祉部 介護保険課	岩手県宮古市宮町一丁目 1 番 30 号	0193-62-2111	0193-62-7422
山田町役場 長寿福祉課	岩手県下閉伊郡山田町 八幡町 3 番 20 号	0193-82-3111	0193-82-4989

岩泉町役場 町民課 長寿支援室	岩手県下閉伊郡岩泉町 岩泉字惣畑 59 番地 5	0194-22-2111	0194-22-3562
岩手県 保健福祉部 長寿社会課	岩手県盛岡市内丸 10- 1	019-629-5411	019-629-5444
国民健康保険団体連合会 保健介護課	岩手県盛岡市大沢川原 三丁目 7 番 30 号	019-604-6700	019-653-2216

(行政機関その他苦情受付機関)

7. 守秘義務

介護支援専門員は正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、在職中及び退職後も他に漏らしません。

8. その他

- (1) 事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。
- (2) ご要望やご質問がございましたら、何なりと事業所の管理者またはスタッフにお声がけください

重要事項説明書の内容に関する説明は、下記の者が担当いたしました。

令和 年 月 日

所 属 指定居宅介護支援事業所ほほえみ

氏 名 ㊞

重要事項説明書の内容に関する説明を、上記の担当者より受け、サービスの提供に同意いたします。

令和 年 月 日

利用者氏名 ㊞

代理署名者 ㊞

利用者との関係 ()

【調整ページ】